

国家公務員の雇用と年金の接続に関する意見交換会開催要綱

1 趣旨

平成 25 年度以降、退職共済年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴う国家公務員の雇用と年金の接続の在り方について、有識者から御意見をいただき今後の検討に活かすため、「国家公務員の雇用と年金の接続に関する意見交換会」（以下「意見交換会」という。）を副総理兼公務員制度改革担当大臣の下に開催する。

2 参集者

別紙のとおり

3 意見交換会内容の取扱い

意見交換会の資料、議事概要及び議事録は、公表する。

4 意見交換会の庶務

意見交換会の庶務は、国家公務員制度改革推進本部事務局が処理するものとする。

(別紙)

国家公務員の雇用と年金の接続に関する意見交換会 参集者名簿

飯田 政之	読売新聞東京本社論説副委員長
川本 裕康	日本経済団体連合会常務理事
権文 英子	亜細亜大学経済学部教授
佐藤 博樹	東京大学大学院情報学環教授
関 ふ佐子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科准教授
田北 浩章	東洋経済新報社取締役・編集局長
藤村 博之	法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科教授
安永 貴夫	日本労働組合総連合会副事務局長

※ 敬称略、五十音順

(参考)

【国家公務員制度改革基本法（平成 20 年 6 月 13 日法律第 68 号）】（抜粋）

（能力及び実績に応じた処遇の徹底等）

第十条 政府は、職員が意欲と誇りを持って働くことを可能とするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一・二 （略）

三 雇用と年金の接続の重要性に留意して、次に掲げる措置を講ずること。

イ 定年まで勤務できる環境を整備するとともに、再任用制度の活用の拡大を図るための措置を講ずること。

ロ 定年を段階的に六十五歳に引き上げることについて検討すること。

ハ イの環境の整備及びロの定年の引上げの検討に際し、高年齢である職員の給与の抑制を可能とする制度その他のこれらに対応した給与制度の在り方並びに職制上の段階に応じそれに属する職に就くことができる年齢を定める制度及び職種に応じ定年を定める制度の導入について検討すること。